

社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画に係る確認事項について

1 社会福祉充実残額については、社会福祉充実計画の実施期間中を含め、毎会計年度、算定しなければならないものである。

2 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、増築を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、増築部分を区分してそれぞれ計算を行うものとする。この際、財産目録についてもこれらを区分することが必要である。

ただし、これにより難しい場合については、これらを区分せず本体建物と一体のものとして、合算して算定を行うことができるものとする。(なお、この場合の建物取得年度については、本体建物の取得年度とする。)

3 改築・大規模修繕を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、改築・大規模修繕部分を合算して計算を行うものとする。

ただし、改築・大規模修繕部分が面積の拡充を伴う場合など、これらを区分することが可能な場合については、区分して算定を行うことができるものとする。(この場合の建物取得年度については、それぞれの取得年度とする。また、財産目録についても区分することが必要である。)

4 本体建物部分と増築部分とが、照明設備等の建物付属設備の更新費用など一体不可分な固定資産については、建物延床面積割合などの合理的な方法により按分することとする。

5 中古物件を取得した場合には、当該取得価額の範囲内で、減価償却を行うこととなり、当該減価償却累計額を基に「再取得に必要な財産」を算定することとなる。

6 社会福祉法人会計基準において、貸借対照表上、「建物」に計上すべき金額は、「建物及び建物付属設備」としているところであり、減価償却累計額の算定に当たっては、建物ごとに、当該建物付属設備を含む金額を計上することとなる。

なお、建物取得年度の記載に当たっては、建物と建物付属設備の取得年度が異なる場合であっても、建物付属設備の取得・更新時期にかかわらず、建物の取得年度とすること。

〈具体的なイメージ〉

(実際の建物の状況)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2億円
建物付属設備A	2000	0.4億円



(社会福祉充実残額算定シートにおける記載イメージ)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2.4億円

※建物Aに係る「再取得に必要な財産（将来の建替に必要な費用）」は
 $2.4 \text{ 億円} \times 1.298 \text{ (1980 年度の建設工事費デフレーター)} \times 22\%$ となる。

- 7 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、床面積は考慮せず、取得年度に応じた建設工事費デフレーターを使用するものとする。
- 8 「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」の額の合計額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合は、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の額を控除することができる。
- 9 社会福祉充実残額が0円以下である場合には、社会福祉充実計画の策定は不要となるが、1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、当該計画に基づき、社会福祉充実計画を行うことが必要であること。
- 10 基本財産のうち、土地・建物を除く定期預金及び投資有価証券については、法人設立の要件となっている基本財産の範囲内で控除対象となる。
- 11 現に社会福祉事業等に活用していない土地・建物については、原則として控除対象とはならないが、社会福祉充実残額の算定を行う会計年度の翌会計年度に、具体的な活用策が明らかでない場合（翌会計年度中に社会福祉事業等に活用する建物の建設に着工する場合であって、事業開始は翌々会計年度以降となるような場合を含む。）については、この限りではない。
- 12 国や自治体からの補助を受け、又は寄付者から用途・目的が明確に特定されている寄付を受け、設置された積立資産については、控除対象となる。
- 13 控除対象財産の財源について、基本金及び国庫補助金等特別積立金により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金及び国庫補助金等特別積立金を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から差し引く調整を行うこと。
 なお、対応基本金については、第1号基本金及び第2号基本金に係る当期末残高の合計額とすること。
- 14 控除対象財産の財源について、借入金により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から負債分を差し引く調整を行うこと。
- 15 対応基本金等の調整の結果、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額が0未満とな

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2.4億円

※建物Aに係る「再取得に必要な財産（将来の建替に必要な費用）」は
 $2.4 \text{ 億円} \times 1.298 \text{ (1980 年度の建設工事費デフレーター)} \times 22\%$ となる。

7 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、床面積は考慮せず、取得年度に応じた建設工事費デフレーターを使用するものとする。

8 「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」の額の合計額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合は、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の1年分を控除することができる。

9 社会福祉充実残額が0円以下である場合には、社会福祉充実計画の策定は不要となるが、1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、当該計画に基づき、社会福祉充実計画を行うことが必要であること。

10 基本財産のうち、土地・建物を除く定期預金及び投資有価証券については、法人設立の要件となっている基本財産の範囲内で控除対象となる。

11 現に社会福祉事業等に活用していない土地・建物については、原則として控除対象とはならないが、社会福祉充実残額の算定を行う会計年度の翌会計年度に、具体的な活用策が明らかでない場合（翌会計年度中に社会福祉事業等に活用する建物の建設に着工する場合であって、事業開始は翌々会計年度以降となるような場合を含む。）については、この限りではない。

12 国や自治体からの補助を受け、又は寄付者から用途・目的が明確に特定されている寄付を受け、設置された積立資産については、控除対象となる。

13 控除対象財産の財源について、基本金及び国庫補助金等特別積立金により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金及び国庫補助金等特別積立金を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から差し引く調整を行うこと。

なお、対応基本金については、第1号基本金及び第2号基本金に係る当期末残高の合計額とすること。

14 控除対象財産の財源について、借入金により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から負債分を差し引く調整を行うこと。

15 対応基本金等の調整の結果、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額が0未満とな

る場合の取扱いについては、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額を0とすること。

16 社会福祉充実残額の計算過程に関する書類については、法人において、毎会計年度における最初の日から10年間保存しておくこと。

ただし、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、当該計画の実施期間における各年度の当該書類について、計画の実施期間の満了の日から10年間保存しておくこと。

17 社会福祉充実計画の実施期間

社会福祉充実計画は、原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から5か年度以内の範囲で、計画策定段階における社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。

ただし、次に掲げるような合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、その実施期間を10か年度以内とすることができること。

- ① 社会福祉充実残額の規模からして、5か年度の計画実施期間内に費消することが合理的ではない場合
- ② 5か年度の計画実施期間経過後に事業拡大や既存建物の建て替えを行うなど、5か年の計画期間経過後に社会福祉充実残額の使途につき、明確な事業計画が定まっている場合

また、計画の実施期間の範囲で、事業の始期や終期、実施期間、各年度の事業費は、法人の任意で設定することができること。

なお、社会福祉充実計画の実施期間の満了により、所轄庁による承認の効力は失効するものであること。その際、実施期間の満了する会計年度の決算において、社会福祉充実残額が生じた場合には、改めて翌会計年度以降を実施期間とする社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得る必要があること。

18 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請

所轄庁においては、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることを踏まえ、次の内容について確認を行う。

- ① 計画案に必要事項が記載されているか。
- ② 計画案の策定に当たって法において必須とされている手続が行われているか。
- ③ 計画の内容に、次に掲げる視点から著しく合理性を欠く内容が含まれていないか。
 - ア 社会福祉充実残額と事業の規模及び内容の整合性
 - イ 社会福祉事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性
 - ウ 地域公益事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性
- ④ 計画案の内容が、申請時点における介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等の行政計画との関係において、施設整備等の観点から実現不可能な内容となっていないか。

この際、所轄庁は、社会福祉充実計画が、申請時点での法人の社会福祉充実残額の使途に関する事業計画を明らかにする趣旨であることをかんがみ、法人に対して特定の事業の実施を指示するなど、法人の自主性を阻害するようなことがあってはならず、上記の点に係る審査を経て承認を行う。

なお、所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合については、当該計画案の承認をもって将来の施設整備費補助、事業所指定等を法人に対して確約する

ものではないこと。

また、行政計画の改定等の状況の変化により、社会福祉充実計画に基づく事業の実施が困難となった場合には、当然に当該計画の変更又は終了が必要となること。

19 社会福祉充実計画に基づく事業実施

所轄庁の承認を得た後、法人は、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施しなければならないこと。

なお、社会福祉充実計画の開始時期については、所轄庁の承認日以降とすること。

また、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施することが困難となった場合には、当該計画の変更又は終了手続を行うこと。

20 社会福祉充実計画の変更

社会福祉充実計画の変更を行う場合については、軽微な変更を行う場合を除き、所轄庁に対して変更承認の申請を行うこと。

また、社会福祉充実計画について、軽微な変更を行う場合については、所轄庁に届出を行うこと。

1 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画について

社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を算定しなければならないこととされています。

さらに、その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していく必要があります。

社会福祉充実残額の算定結果については、社会福祉充実残額が生じなかった法人を含め、毎会計年度、6月30日までに、「計算書類」及び「現況報告書」とともに、「社会福祉充実残額算定シート」に必要事項を記入の上、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用して入力を行うこととなります。

なお、「現況報告書」においても、社会福祉充実残額の有無や規模等の項目が設けられています。

2 社会福祉充実計画の策定の流れについて

社会福祉充実計画の策定の流れについては、別紙1のとおりです。

別紙1④公認会計士・税理士等からの意見聴取に当たっては、監査終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとします。

社会福祉充実計画の承認の申請（社会福祉法第55条の2）は、毎会計年度終了後3月以内に厚生労働省令で定めるところにより行う所轄庁への届出（社会福祉法第59条）と同時に行わなければなりません。つまり、「社会福祉充実残額」を保有する法人は平成29年6月末までに承認の申請を行わなければなりません。

これら一連の作業を決算の時期に併せて行わなければなりませんので、日程管理には、十分留意してください。

3 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類について

社会福祉充実計画に位置付ける事業は、以下の順にその実施について検討してください。

- ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業

- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち、①及び②に掲げる事業以外のもの

なお、地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合にのみ地域協議会等への意見聴取を行うこととします。

4 地域協議会等からの意見聴取について

平成29年度に限っては、地域協議会等からの意見聴取について、以下のよう
な方法等により代替します。

- ① 法人に設置される運営協議会等において意見聴取を行うこと
- ② 法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うこと

社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。

別紙1

